

不服申立て事案答申第 275 号
不服申立て事案諮問第 288 号
件名：児童記録票の不訂正決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県知事（以下「処分庁」という。）が、児童 A に係る児童記録票（以下「本件対象文書」という。）のうち、別表の訂正を求める箇所（以下「本件保有個人情報」という。）を不訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 10 月 16 日付けで行った保有個人情報訂正請求に対し、処分庁が同年 11 月 14 日付けで行った不訂正決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 訂正請求の対象となった保有個人情報について

審査請求人は令和 5 年 5 月 16 日付けで、児童 A の児童記録票等について開示請求を行い、同年 6 月 30 日付けで一部開示決定を行ったところ、審査請求人は別表の 1 欄に掲げる部分について、同表の 2 欄に掲げるとおり訂正すべき旨を主張し、同年 10 月 16 日付けで訂正請求を行った。そして、処分庁は請求に係る記載部分については文書作成時点で文書作成者が関係機関から調査した事項を記載しているものであり、その観点から誤りとは認められないという理由により、同年 11 月 14 日付けで不訂正決定をした。

(2) 訂正請求の対象となった情報について

訂正請求制度は、法第 92 条に基づき、訂正請求に理由があると認められる場合に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。

本件保有個人情報は、B 福祉相談センターの中に置かれる児童相談所機能をもつ行政機関である C 児童・障害者相談センター（以下「センター」という。）が管理する児童記録票の簿冊に綴られているものであり、センターが対応した児童 1 人につき、1 冊作成されている。本簿冊に綴られてい

る文書は、児童の福祉に係る相談・指導等に利用する目的で、センターの職員が子どもや保護者、関係機関等から聞き取った内容や調査の結果等を記録し、報告するために作成した文書である。そのような文書としての性格上、本件文書は、関係機関等から聴取した内容や対応した結果、その時点において把握している事実をもとに作成する必要がある。

本件保有個人情報が記載されている文書は、児童の氏名や生年月日、保護者の情報、これまでの対応歴等が記載された児童記録票の抜粋であり、児童相談所が支援の検討や保護者への連絡・通知等のために利用する目的で作成するものである。

当該文書はセンターに対して相談や通報等があった時点で、センターが調査し、児童記録票の作成や加筆修正を行うものである。文書作成時点で児童記録票に記載されていた情報は、特定年月にセンターにあった通告への対応に利用するため、当時、センターが関係機関から調査した事項をもとに、児童Aの児童記録票として作成したものである。

(3) 不訂正とした理由について

前記(2)で述べたとおり、本件情報が記載されている文書は、文書の性格上、関係機関等から聴取した内容や対応した結果、その時点において把握している事実をもとに作成する必要がある。本件情報はセンターが文書作成時に調査した内容がそのまま記載されており、その事実には誤りがあるとは認められない。さらに、別表の2欄のとおり訂正をすることが利用目的の達成に必要な範囲内であることは明らかである。

よって、法第92条における「訂正請求に理由があると認めるとき」及び「訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」のいずれにも該当しないことから、不訂正としたものである。

なお、本件情報は不開示となっており、法第90条第1項第1号に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報には当たらないため、不開示決定とすべきものである。

4 審議会の判断

(1) 本件訂正請求について

審査請求人が令和5年5月16日付けで行った本件対象文書の開示請求に対して、処分庁は、同年6月30日付けで保有個人情報一部開示決定を行った。その後、審査請求人が同年10月16日付けで行った本件訂正請求に対して、処分庁は、同年11月14日付けで保有個人情報不訂正決定を行った。

(2) 本件保有個人情報の訂正の要否について

ア 当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、本件対象文書は、児童相談所運営指針に基づき、児童の福祉に係る相談・指導等に利用する目的で、センターの職員が関係機関等から聞き取った内容や調査の結

果等を記録し、報告するために作成した文書であるとのことである。また、このような文書の性質から、本件対象文書には、作成時点で把握していた事実を記載する必要があるとのことである。

そして、本件保有個人情報については、センターが関係機関等から調査した内容をそのまま記載したものであって、改めて調査した結果、記載した事実には誤りはなかったことから、訂正請求に理由はなく、また、訂正することが利用目的の達成に必要なでないことが明らかであることから、不訂正の決定をしたとのことである。

イ 当審議会において、訂正請求書に記載された決定通知書の内容等を確認したところ、本件保有個人情報はそもそも不開示となっており、開示決定に係る保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件とする法第90条第1項の規定に反する訂正請求であったことが認められる。そのため、本来は同条の要件を充足しないことを理由として、不訂正決定をすべきだったと解される。

ウ このような場合においては、本件保有個人情報について、法第92条の訂正・不訂正の要否の判断を行うまでもなく不訂正決定をすべきであることから、処分庁が不訂正決定を行ったことは、結論において妥当である。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

| 1. 訂正を求める箇所 | 2. 訂正請求の内容 |
|---------------------------------|------------|
| 児童 A の児童記録票 家庭環境 家族構成 同・別の部分 | 同居 |

(審議会の処理経過)

| 年 月 日 | 内 容 |
|------------------------|-------------------|
| 6. 5. 14 | 諮問（弁明書の写しを添付） |
| 7. 4. 21 (第248回審議会) | 処分庁の職員から不開示理由等を聴取 |
| 同 日 | 審議 |
| 7. 5. 16 (第249回審議会) | 審議 |
| 7. 6. 24 | 答申 |